

## 「らくらく家財宅急便」 運送約款新旧対照表

### 1. 改 定 条 項

第二章 第七条 第八条 第四十二条 第四十五条      第三章 第六十条

### 2. 改 正 箇 所 (抜粋)

新	旧
<p>(引受拒絶)            第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>六 荷物が次に掲げるものであるとき。            ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの            イ 当店で特に引受けを拒絶すると定めたもの</p> <p>① 貨物の性質により拒絶するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金及び小切手、手形、株券その他の有価証券類</li> <li>● クレジットカード、キャッシュカード等のカード類</li> <li>● 遺骨、位牌、仏壇</li> <li>● 銃砲刀剣</li> <li>● 美術品及び骨董品</li> <li>● 犬、ネコ、小鳥等のペット類</li> <li>● 再発行が困難な受験票、パスポート、車検証類</li> <li>● 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類</li> <li>● 花火、灯油、ガスボンベ、シンナー等、発火性、引火性、揮発性のある物品</li> <li>● 毒物及び劇物類</li> <li>● 複数の個人情報が内容物に含まれたもの</li> </ul> <p>② 貨物の価格により拒絶するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一貨物の価格が五十万円を超えるもの</li> </ul> <p>七 天災その他のやむを得ない事由があるとき。</p>	<p>(引受拒絶)            第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>六 天災その他やむを得ない事由があるとき。            七 複数の個人情報が内容物に含まれた貨物であるとき。</p>

新	旧
<p>(送り状等)</p> <p>第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。</p> <p>七 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>八 <b>その他その貨物の運送に関し必要な事項</b></p> <p>九 <b>引受限度額</b></p>	<p>(送り状等)</p> <p>第八条 荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。</p> <p>七 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>八 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>九 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p>
<p>(免責)</p> <p>第四十二条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。</p> <p>一 <b>第七条六に該当する貨物を当店がその旨を知らずに引き受けた時</b></p> <p>二 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害</p> <p>三 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由</p> <p>四 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗</p> <p>五 不可抗力による火災</p> <p>六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災</p> <p>七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し</p> <p>八 荷送人又は荷受人の故意又は過失</p>	<p>(免責)</p> <p>第四十二条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。</p> <p>一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害</p> <p>二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由</p> <p>三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗</p> <p>四 不可抗力による火災</p> <p>五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災</p> <p>六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し</p> <p>七 荷送人又は荷受人の故意又は過失</p>
<p>(損害賠償の額)</p> <p>第四十五条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、<b>貨物の価額(引渡しができるべき地及び日における貨物の価額をいう。以下同じ。)を送り状に記載された引受限度額(以下「限度額」という。)の範囲内で賠償します。</b></p> <p>2. 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び日における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との到達地の価額の差額に<b>応じて限度額の範囲で</b>これを定めます。</p>	<p>(損害賠償の額)</p> <p>第四十五条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び日における貨物の価額によって、これを定めます。</p> <p>2.貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しができるべき地及び日における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との達地の価額の差額によってこれを定めます。</p>
	<p>(付保)</p> <p>第六十条 運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。</p> <p>2. 保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。</p>